

中村学園大学(含む短期大学部) 学生生活に関する規程

平成4年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学生に対して、学生生活に必要な学生証、服装、健康管理、課外活動及び施設、備品の利用等について、規準を定めるものとする。

第2章 学生証

(交付)

第2条 学生は、学生証の交付を受けて、常に携帯しなければならない。

(学生証の取扱い)

第3条 学生証の取扱いについては、別に細則で定める。

第3章 服装

(服装)

第4条 学生は、品位ある服装をし、本学学生としての自覚と品位を保つように務めなければならない。

(服装の基準並びに徽章)

第5条 前条の服装の基準並びに徽章は、別に細則で定める。

第4章 健康管理

(健康診断)

第6条 学生は、毎年度1回学校が指定する定期健康診断を受けなければならない。

2 学生は、前項の定期健康診断のほか、必要に応じて、臨時に行われる健康診断を受けなければならない。

3 健康診断の結果、一定期間の療養が必要であると認められる学生は、中村学園大学学則第44条・中村学園大学短期大学部学則第39条により休学を命ぜられることがある。

(禁煙)

第6条の2 健康増進のため、学内及び近隣小学校校区(別府、鳥飼、田島、城南)での喫煙を禁じ、受動喫煙防止にも努める。

第5章 環境保全

(学習環境の保全)

第7条 学生は、学内施設の清潔、整頓、愛護及び美化に心がけ、学習環境の保全に務めなければならない。

第6章 安全管理

(災害防止)

第8条 学生は、学内において、災害を未然に防止し、人命及び施設を保護するため、許可なく危険な場所への立ち入り、火気の使用及び危険物等の持ち込みをしてはならない。

(避難)

第9条 学生は、学内施設の非常口、避難用具の設置場所をあらかじめ確認し、緊急事態が発生した場合、直ちに安全な場所に避難しなければならない。

(自衛消防)

第10条 第8条及び第9条の実施に関しては、中村学園大学(含む短期大学部)消防計画によるものとする。

第7章 課外活動

(目的)

第11条 学生が正規の教育課程以外で自発的に団体を結成し、活動することを通して自主性や社会性を養い、学生生活を充実・向上させることを目的とする。

2 課外活動の実施に関し必要な事項は、別に細則で定める。

第8章 施設及び備品の利用

(施設及び備品)

第12条 学生は、課外活動を行うため、許可を受けて学内の施設及び備品を利用することができる。

2 学友会館の利用については、中村学園大学(含む短期大学部)学友会館規程によるものとする。

3 セミナーハウスの利用については、中村学園セミナーハウス規程によるものとする。

(ロッカーの利用)

第13条 希望する学生は、本学備え付けのロッカーを有料で利用することができる。

(駐車場、駐輪場の利用)

第14条 学生は、止むを得ず自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)で通学せざるを得ない場合、事前に学生部に願い書を提出し、学生部課長の許可を受けなければならない。

2 許可された車は、指定された場所に駐車、駐輪しなければならない。

(損害弁償)

第15条 学生は、施設及び備品を破損した場合、その損害を弁償するものとする。ただし、特別の事情がある場合、損害の全部又は一部を免除されることがある。

(施設、備品利用に関する必要事項の取扱い)

第 16 条 この章に定めるもののほか、施設及び備品の利用に関し必要な事項は、別に細則で定める。

第 9 章 学生生活相談

(学生生活相談)

第 17 条 学生は、学生生活の中で生じる困難な諸問題について、学生相談室において、カウンセラーから指導と助言を受けることができる。

2 学生生活相談に関しては、中村学園大学(含む短期大学部)学生相談室運営要領によるものとする。

第 10 章 慶弔

(学生の慶弔に関する取扱い)

第 18 条 学生の慶弔に関する事項は、別に細則で定める。

第 11 章 雑則

(委任規程)

第 19 条 この規程の実施に関する必要な事項は、別に細則で定める。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。